

に努めるべきである。

記

一 六年制獣医学教育の実施に当たつては、学部四年と大学院修士課程二年を通じて効果的な貫教育が行えるカリキュラムの編成を行うとともに、修士課程の学生定員増に応じ教員組織及び施設設備の整備について必要な措置を講ずること。

なお、獣医学教育については、将来学校教育法の改正により、学部六年制方式がとられるための所要の措置を検討すること。

二 六年制獣医学教育の内容については、家畜の疾病の予防及び安全な畜産物供給のための飼料等の安全確認についての十分な知識、技能が得られるよう内容のものとすること。

また、卒業後における産業動物獣医師等の実地研修体制の整備拡充を図ること。

三 獣医学教育年限の延長に伴い必要となる学資負担の軽減を図るため、奨学金の活用等につき特段の配慮を加えること。

四 六年制獣医師については、その処遇について十分分配慮されるよう所要の措置を検討すること。

五 産業動物獣医師については、これを必要とする地域等への誘導、定着化のための対策を一層強化すること。

六 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の施行に関連し、家畜衛生対策の一層の強化を図ること。

七 今後における魚病対策の重要性にかんがみ、魚病に対する教育内容の充実及び魚病技術者の養成に努めること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十二年四月十一日

内閣総理大臣 福田 起夫

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業者団体」を「第三章 事業者団体(独占的状態)」、「第四章 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受」を「第四章 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受(同調的引上げ)」、「第九章 訴訟」を「第九章 訴訟(離則)」に改める。

第二条第六項の次に次の二項を加える。

この法律において独占的状態とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

一 当該一年間において、一の事業者の市場占有率(当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。)又は国内において供給された当該役務の数量(数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。)のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。)が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの市場占有率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下が甚く少であります。かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種において「一定の商品」という。並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)(以下この項に

おいて「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で

あると認めるときは、事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることによる具体的措置の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることができる。

公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になくなつてゐる場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつてゐる旨の周知措置その他當行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつてゐる日から当該行為につき勧告又は審査がなくなつた日から当該行為につき勧告又は審査が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

第二条中第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

前項の規定による命令を受けたものは、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

第一項の規定により計算した課徴金の額は一円未満の端数があるときは、その端数は一切捨てる。

第一項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為は、合併後存続し、又は合併により設立された会社がした違反行為とみなして、前三項の規定を適用する。

実行期間の終了した日から三年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき（当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき）は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。ただし、当該違反行為について、第四十八条の第二項において準用する第七条第二項若しくは第三項において準用する第七条第二項若しくは第三項に改め、「認めるときは」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い」を、「含む」の下に「第四十八条第一項及び第二項において同じ。」を加え、「同項」を「第一項又は前項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七条第二項の規定は前条第一項第一号の規定に違反する行為に、第七条第三項の規定は前条第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に、それぞれ準用する。

第八条の三 第七条の二の規定は、第八条第一項第一号又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条第一項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の

利益のためにする行為を行うものである場合に、その事業者）に対し」と読み替えるものとする。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 独占的状態

第八条の四 独占的状態があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

一 資産及び収支その他の経理の状況
二 役員及び従業員の状況
三 工場 事業場及び事務所の位置その他の立地条件
四 事業設備の状況
五 特許権 商標権その他の無体財産権の内容
六 生産 販売等の能力及び状況
七 資金 原材料等の取得の能力及び状況
八 商品又は役務の供給及び流通の状況

第九条の二 金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社であつて、その資本の額が百億円以上又はその純資産の額（最

終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条の一の規定による新株の発行、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額をえた額をいう。以下この条において同じ。）が三百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する国内の会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。）の合計額が自らの資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれか多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有する額又は純資産の額に相当する額のいずれか多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合は、当該基準額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次に掲げる場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。

一 政府、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人で政府が資本の全額を出資しているもの若しくはその債務について政府が保証契約をすることができるものが出资している国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次に掲げる場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。

二 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で、多額の資金を必要とし、かつ、通常の方法によつてはその調達が困難なものと認められる国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合

イ 国外における事業（当該事業に密接に関連する事業及びこれに附帯する事業で国内におけるものを含む。）
ロ 外国の政府又は外国の法人に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業（当該事業に直接に関連する事業及びこれに附帯する事業を含む。以下この号において「投融資事業」という。）
ハ 前号に規定する会社に対する投融資事業

に直接に関連する事業及びこれに附帯する事業を含む。以下この号において「投融資事業」という。）

二 この号に該当する会社に対する投融資事業

四 第二号に規定する事業及び前号に規定する投融資事業を営む国内の会社で、政令で定め

する国内の会社の発行済の株式の全部をその設立後直ちに取得し、又は所有する場合。ただし、当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合に限る。

五 自己が現に行う業務の一部を分離して設立する国内の会社の発行済の株式の全部をその設立後直ちに取得し、又は所有する場合。た

だし、当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合に限る。

六 自己と外国の政府、外国の法人又は外国人とが共同して出資することにより設立する国内の会社（第五項において「共同出資会社」という。）で、当該共同出資の形態をとることがそのままの事業活動のために特に必要とされるもの

の事業活動のために特に必要とされるものと認められる株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。

七 現に所有する株式（第一号から第四号まで又は前号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。）について割り当てられる新株又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得し、又は所有する場合。た

だし、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。

八 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十五条の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年）以内において所有する

場合に限る。

九 やむを得ない事情により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ（緊急やむを得ない事情により取得する場合にあっては、取得後遅滞なく）公正取引委員会の承認を受け、当該承認で定められた期間内において所有する場合に限る。

前項に規定する株式会社の基準額が減少したため、その所有する国内の会社の株式（同項各号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。次項において同じ。）の取得価額の合計額が基準額を超えることとなつた場合においては、その超えて、その超えることとなつた日から五年間に於ける前項の規定の適用については、その取得価額を基準額とみなす。

前項の期間内に基準額が更に減少した場合においては、同項の期間が経過した日からその減少後五年を経過する日までの間に於ける第一項の規定の適用については、その減少前の基準額又は前項の期間が経過した日において所有する国内の会社の株式の取得価額の合計額のいずれか少ない額を基準額とみなす。その減少後五年を経過する日までの間に基準額が更に減少した場合も、同様とする。

前二項の規定は、基準額が増加して、これらにより基準額とみなされる額以上となつたときは、適用しない。

公正取引委員会は、第一項第六号の認可をしよとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び共同出資会社の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

公正取引委員会は、第一項第六号の認可又は同項第九号の承認をしようとするときは、あらかじめ当該認可又は承認に係る株式の取得をしようとする会社の経理につき特別の法律に基づいて勧告又は指示ができる大臣に協議しなければならない。

第一項第三号に該当する会社が同号に該当し

なくなつた場合においては、その該当しなくなつた日から一年間は、当該会社の株式の所有について、同項の規定は、適用しない。

緊急やむを得ない事情により第一項第九号の承認をその取得後受けこととして国内の会社の株式を取得した場合において、その承認が受けられなかつたときは、その承認が受けられない場合は、同項の規定は、適用しない。

経済事情が変化して、資本の額が多額であることにおいて上位を占める二百の株式会社（金融業を管むものを除く。以下この項において同じ。）の資本の額及び純資産の額が多額であることにおいて上位を占める二百の株式会社の純資産の額に著しい増減を生じたときは、これらの事情を考慮して、第一項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第十一条第二項中「銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をい」という。以下同有価証券の信託に係る株式について、自分が、委託者若しくは受益者となり譲り受けた場合、「五億円をこえる」を「二十億円を超える」と改める。

第十一項第一項中「百分の十をこえて」を「百分の五」（保険業を管む会社にあっては、百分の十。）を「百分の一以上であつて、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者をいう。以下この条において同じ。）が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の供給量を合計した量（以下「総供給量」という。）に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者（その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であつて、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者をいう。以下この条において同じ。）が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業に係る主務大臣の認可、承認又は届出に係る場合（届出に係

る場合にあつては、主務大臣が価格の変更を命ずることがができる場合に限る。）における価格の引上げについては、この限りでない。

経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第二十条中「差止」を「差止め、契約条項の削除」に改め、同条に次の一項を加える。

第四章の次に次の二章を加える。

第十八条の二 国内において供給された同種の商品（輸出されたものを除く。以下この条において同じ。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関する課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める一年間ににおける合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務の提供を受ける者に当該役務に関する課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）を百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量（一の事業者が供給する当該同種の商品又は役務の数量をいい、数量によることが適当でない場合にあつては、その額とする。以下この条において同じ。）が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の供給量を合計した量（以下「総供給量」という。）に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者（その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であつて、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者をいう。以下この条において同じ。）が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業に係る主務大臣の認可、承認又は届出に係る場合（届出に係

る場合にあつては、主務大臣が価格の変更を命ずることができる場合に限る。）における価格の引上げについては、この限りでない。

経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第二十条中「差止」を「差止め、契約条項の削除」に改め、同条に次の一項を加える。

第七条第三項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第二十六条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「又は第五十四条」を「若しくは第五十四条の規定による審決が確定した後、又はこれらの規定による審決がされなかつた場合に改め、同条に次の一項を加える。

第二十六条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「又は第五十四条」を「若しくは第五十四条の規定による審決が確定した後、又はこれらの規定による審決がされなかつた場合に改め、同条に次の一項を加える。

この場合においては、第十八条の二第一項の規定により求めた報告の概要を示すものとする。

を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

新本令に不順があるものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の謄本が到達した日から三十日以内に、公正

〔本章の著者〕として、私は半開文化社の監修の元で、本を送達することにより、開始する。第五十一条の二に次のただし書を加える。

状態に該当する事実」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

一号、第四号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつてゐると認められる場合において、寺町が必要があると認めるときは

統の開始を請求することができる。

行つたことのある者その他該事件の審査に関与したことのある者については、この限りでない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十八条の次に次の二条を加える。

は、その旨を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

があると認める場合には事業者又は事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行つものである場合を除く）

及び第八条の四第一項ただし書に規定する競争を回復するに足りると認められる他の措置に関する

第七条の二第一項に定める説教金を国庫に納付することを命じなければならない。たゞ、当該建玉行為二つ、一審判手続が開廷終了後

第四項第一号第一項中「立入り検査」を「臨検して」に改め、同条項第四号中「臨検して」を「立ち入り」に改め、同条

命することができない。

携帯させ、関係者に提示させなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載した課徴金納付命令書の副本を送達して行

のためには、それらのものと解釈してはならぬ。
い。

前項の話題全般に就き、諸君の意見を伺ひたい。

二項」の下に、「第九条の二第一項を、「当該違反行為をして いるもの」の下に、「(当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。)」

公正取引委員会は、納付命令をしようとするときは、当該事業者又は事業者団体の構成事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

昭和五十二年五月十三日

第九十五条第一項中「第九十一条第一号から第五号を除く。」に「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「第九十二条第一号若しくは第五号」を「第九十三条第一号若しくは第六号」を「第六号若しくは第七号(第一号又は第六号に係る部分に限る。)」に、「第二号若しくは第五号」を「第二号、第五号若しくは第九号」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十五条の三を第九十五条の四とし、第九十五条の二第一項中「第九十条第一号若しくは第二号」を「第九十条第一号若しくは第三号」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条(第五号を除く。)の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(第九十条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十七条中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「第五十四条第一項」を「第五十四条第一項若しくは第二項」に、「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第一百六条中「第九条」の下に「第九条の二」を加え、「第十二条」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正

後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定によつてしたものとみなす。

第三条 新法第七条第三項(新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)及び新法第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に既になくなつてゐる行為には、適用しない。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を実行期間とみなす。

第四条 新法第九条の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の規定は、同項の規定の適用を受ける株式会社が昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に取得した株式についても適用する。この場合において、施行日に同項の規定の適用を受ける株式会社についての同項第六号及び第九号の規定の適用については、同項第六号中「あらかじめ」とあり、及び同項第九号中「あらかじめ(緊急やむを得ない事情により取得する場合にあっては、取得後遅滞なく)」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一項を改正する法律(昭和五十二年法律第二号)」の施行後遅滞なくとする。

第五条 新法第九条の二第一項に規定する株式会社につき、第一号に掲げる額が施行日における基準額(同項に規定する基準額をいう。以下同様)を超えている場合においては、施行日から十年間は、次に掲げる額のいすれか少ない額(以下「特例基準額」という。)を基準額とみなして、同項の規定を適用する。ただし、特例基準額が基準額以下であるとき、又は基準額が増加して特例基準額以上となつたときは、この限りでない。

2 施行日以降に所有する国内の会社(新法第九条の二第一項第一号から第四号までに規定する国内の会社を除く。以下この項及び附則第七条第一項において同じ。)の株式(新法第九条の二第一項第五号、第六号、第八号又は第九号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。附則第七条第一項において同じ。)の取得価額(新法第九条の二第一項に規定する取得価額をいう。以下同じ。)の合計額から施行日以前日までに、当該株式について国内の会社の株式の取得価額(同日の翌日から施行日の前日までに、当該株式について国内の会社の株式の取得価額をいう。以下同じ。)の合計額に当該株式について当該日から当該株式に係る新株を取得し、又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得した場合においては、当該新株の取得価額を含み、当該株式会社がその間に行われた合併に係るものである場合においては、当該合併により消滅した会社が昭和五十一年十二月三十日に所有していた国内の会社の株式の取得価額を含む。附則第七条第一項第一号ロ及び第二号ロにおいて同じ。)の合計額により消滅した会社が昭和五十一年十二月三十日に所有していた国内の会社の株式の取得価額とみなして、新法第九条の二第一項の規定する株式会社にかかるわらず、同号に掲げる額を基準額とみなして、同条第一項の規定を適用する。

第六条 前条の規定は、施行日後に新法第九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた株式会社(合併によつて同項の規定の適用を受けたこととなつたものを除く。)について準用する。この場合において、前条第一項中「施行日」にあるのは「新法第九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた日」に、「その間」にあるのは「昭和五十二年一月一日から新法第九条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた日」の前日までの間」と、同条第二項中「施行

日」とあるのは「同条第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替えるものとする。

第七条 施行日から十年を経過するまでの間に会社の合併が行わられた場合において、合併後存続し、又は合併により設立された株式会社が新法第九条の二第一項に規定する株式会社であり、かつ、基準額を超えて国内の会社の株式を所有することとなるときは、合併の時以後施行日から十年を経過するまでの間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定を適用する。ただし、基準額が増加して基準額とみなされる額以上となつたときは、この限りでない。

一 合併後存続する株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額
イ 合併の時にその株式会社及び当該合併に由来する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二号)の施行後遅滞なくとする。
ロ 昭和五十一年十二月三十日にその株式会社及び当該合併により消滅した会社がそれ所持していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和
二 合併により設立された株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額
イ 合併の時に当該合併により消滅した会社の得価額の合計額の和
ロ 昭和五十一年十二月三十日に当該合併により消滅した会社がそれ所持していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和
三 合併の時に当該合併により消滅した会社がそれ所持していた国内の会社の株式の得価額の合計額の和

九 第四十五条第一項に次の「号を加える。
私的独占の禁止及び公正取引の確
する法律(昭和二十一年法律第五十四
規定による課徴金及び延滞金
(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項に次の一号を加える。

七 稽的独立の禁止及び公正取
する法律(昭和二十二年法律第

理由

最近における経済情勢等にからみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び独占的状態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「法」)の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院議長提出)

一
議案の要旨及び目的
に關する報告書

本案は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等の一つとして課徴金の納付を命ずる制度及び独占的状態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(1) 不正当な取引制限等に対する課徴金

(3) 事業者団体による競争の実質的制限につき排除措置を命ずる場合においても、同様とする。

(2) 既往の違反行為に対する措置

(4) 課徴金の納付命令、徴収についての必要な手続等を定める。

(1) 不正当取引制限等に対する排除措置

(2) 実行期間の終了した日から三年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき）は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金を納付を命ずることができない。

(3) 事業者団体の不正当な取引制限等の場合には、当該事業者団体の構成事業者に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

(4) 課徴金の納付命令、徴収についての必要な手続等を定める。

2 (1) 公正取引委員会は、不正当な取引制限につき排除措置を命ずる場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることができる。

(2) 事業者又は役務の売上額に百分の三（製造業については百分の四、小売業については百分の一、卸売業については百分の一）を乗じて得た額の二分の一相当額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(3) 実行期間の終了した日から三年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき）は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(4) 事業者団体の不正当な取引制限等の場合は、当該事業者団体の構成事業者に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

4

獨口的北煎油丸

(1) 独占的状態とは、同種の商品（当該同種商品）の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。（以下「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の最近の一年間ににおける合計額が五百億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において次に掲げる市場構造及び市場に

(2) 準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得て いること。
口 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく过大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

経済事情が変化して国内における生産者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、(1)の金額(五百億円)につき政令で別段の定めをするものとする。

① 場上譲渡率(当該一定の商品並びにこれと
その機能及びその効用が著しく類似して
いる他の商品で国内において供給され
るもの(輸出されたものを除く。)又は国内
において供給された当該役務の数量(數
量によることが適當でないときは、価額
とする。以下同じ。)のうち当該事業者が
供給した当該一定の商品並びにこれとそ
の機能及び効用が著しく類似して
いる他の商品又は役務の数量の占める割合)
二分の一を超える、又は二の事業者のそ

② 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

③ 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得て、いること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

(2) 経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、(1)の金額(五百億円)につき政令で別段の定めをするものとする。

(3) 独占的状態があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該措置を命ずることができない。

① 当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品又は役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合

(2) 当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合

(4) (3)の措置を命ずるに当たっては、次に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

(6) 公正取引委員会は、(3)の措置を命じようとするときは、次の手続を経なければならぬ。

① 当該措置に係る審判手続を開始する前に主務大臣に協議すること。

② 当該措置に係る審判手続を開始する前に公聴会を開いて一般の意見を求めること。

(7) (3)の措置を命ずる審決をするには、公正取引委員会の委員長及び委員のうち、三人以上の意見が一致しなければならないこと。

当該審決は確定するまで執行できないこと、当該審決の取消訴訟の出訴期間を二箇月とすること等手続規定を整備するほか、経済部の所掌事務の事業活動及び経済実態の調査には独占的状態に係るものも含むこととする。

5 價格の同調的引上げに関する報告の徴収等

(1) 国内において供給された同種の商品（輸出されたものを除く。以下同じ。）の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の一年間における合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務の定めをするものとする。

(2) 経済事情が変化して国内における生産者の出荷の状況及び卸売価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、(1)の金額（三百億円）につき政令で別段の定めをするものとする。

(3) 公正取引委員会は、業務の施行状況を国会に報告する際、(1)による主要事業者からの報告の概要を示すものとする。

(4) 専ら次の事業のうち一つ以上のこと業を営むことを目的とする会社で、その事業活動をその目的に沿つて行うものの株式

i. 国外における事業（当該事業に密接に関連する国内事業及びその附帯事業を含む。以下同じ。）

ii. 外国法人等に対する出資又は長期の

資金の貸付けの事業（当該事業に密接

有無及び競争を回復するに足りると認められる他の措置に申し意見述べることができる。

は、公正取引委員会に対し、独占的状態の有無及び競争を回復するに足りると認められる他の措置に申し意見述べることができる。

(1) 金融業以外の事業を営む株式会社であつて、資本の額が百億円以上又は純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をい

い、増資等による純資産の増加額を加えた額をいう。）が三百億円以上であるものは、自己の資本の額又は純資産の額のいずれか多い額（以下「基準額」という。）を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

(2) 次に掲げる株式は、(1)の制限の対象から除外するものとする。

① 政府、地方公共団体又は特別の法律に

より設立された法人で政府が資本を全額出資しているもの若しくはその債務について政府が保証契約をすることができる

ものが出資している会社で、政令で定めるものの株式

② 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で、多額の資金を必要とし、かつ、通常の方法によつてはその調達が困難なものを営む会社で、政令で定めるもの株式

③ 専ら次の事業のうち一つ以上のこと業を営むことを目的とする会社で、その事業活動をその目的に沿つて行うものの株式

i. 国外における事業（当該事業に密接

に関連する国内事業及びその附帯事業を含む。以下同じ。）

ii. 外国法人等に対する出資又は長期の

資金の貸付けの事業（当該事業に密接

に関連する事業及びその附帯事業を含む。以下「投融資事業」という。)

ハ ②に該当する会社に対する投融資事業

ニ ③に該当する会社に対する投融資事業

④ ②の事業及び③の投融資事業を営む会社で、政令で定めるものの株式

⑤ 自己が現に行う業務の一部を分離して設立する会社で、その発行済の株式の全部をその設立後直ちに取得し、又は所有するものの株式で、設立後二年以内のもの

⑥ 外国法人等と共同出資して設立する会社で、当該共同出資の形態をとることがその事業活動のために特に必要とされるものの株式で、公正取引委員会の認可を受けたもの

⑦ 株主割当又は株式配当により取得し、又は所有する新株で、取得の日から二年以内のもの

⑧ 担保権の行使又は代物弁済の受領により取得し、又は所有する株式で、取得の日から一年以内のもの

⑨ やむを得ない事情により取得し、又は所有する株式で、公正取引委員会の期限を付した承認を受けたもの

(3) 公正取引委員会は、(2)の⑥の認可をしよ

うとするときは、大蔵大臣及び共同出資会社の営む事業に係る主務大臣に協議し、(2)の⑥の認可又は(2)の⑨の承認をしようとするときは、株式を取得する会社の経理につき特別な法律に基づいて勧告等をすること

ができる大臣に協議しなければならない。

(4) 基準額が減少したため、その基準額を超えて株式を所有することとなつた場合には、その超えることとなつた日から五年間は、その日に所有する株式の価額の合計額を限度として、株式を所有することができる。

(5) (1)の資本の額百億円及び純資産の額三百億円は、上位二百の株式会社の資本の額及び上位二百の株式会社の純資産の額に著しい増減を生じたときは、これらの事情を考慮して政令で別段の定めをするものとする。

(6) 次のような経過措置を設ける。

① この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において基準額を超えて株式を所持している会社は、施行日から十年間は、施行日において所有する株式の価額の発行済株式総数の百分の五を超えて所有している金融会社は、施行日から十年間は、施行日において所有する株式の数又は昭和五十一年十二月三十一日において所有する株式の価額のいづれか少ない数(以下「特例基準株式数」という。)を限度として、株式を所有することができる。

(7) 施行日において特例基準株式数を超えて株式を所有しているものは、施行日から一年間は、施行日において所有する株式の価額を限度として、その株式を所有することができる。

② 施行日において特例基準株式数を超えて株式を所有する方法

式を所有している会社は、施行日から一年間は、施行日において所有する株式の価額を限度として、その株式を所有することができる。

7 金融会社の株式保有の制限

(1) 保険業以外の金融業を営む会社(以下「金融会社」という。)が国内の会社の株式を保有する場合の限度をその会社の発行済株式総数の百分の十から百分の五に引き下げる。

(2) 信託については、現行の適用除外の範囲を拡大し、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有する場合で、委託者又は受益者が議決権を行使する場合、又は受託者に議決権の行使について指図することができる場合は、(1)の制限の対象から除外する。

(3) 次のような経過措置を設ける。

① 施行日において国内の会社の株式をそ

の発行済株式総数の百分の五を超えて所持している金融会社は、施行日から十年間は、施行日において所有する株式の数

又は昭和五十一年十二月三十一日において所有する株式の価額のいづれか少ない数(以下「特例基準株式数」という。)を限度

として、その株式を所有することができる。

(4) 施行日において特例基準株式数を超えて株式を所有する方法

式を所有しているものは、施行日から一年間は、施行日において所有する株式の価額を限度として、その株式を所有することができる。

② 施行日において特例基準株式数を超えて株式を所有する方法

式を所有しているものは、施行日から一年間は、施行日において所有する株式の数を限度として、その株式を所有することができる。

8 不公正な取引方法に対する排除措置

不公正な取引方法に対する排除措置として、現行の当該行為の差止めのほか、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

しくはその代理人から申出のあつた証拠を採用しないときは、その理由を示さなければならない。

(3) 公正取引委員会は、審判官に審判手続の一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えるべきである。

(4) 審判手続を経た後にする審決においては、被審人が争わない事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

(5) 審決取消訴訟において、当事者は、公正取引委員会が認定した事実に関する新しい証拠については、審判に際して当該証拠を提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合に申出をすることができ

11 罰則

(1) 私的独占、不当な取引制限等に対する罰金の最高限度額を五百円に引き上げる等罰金額を引き上げる。

(2) 私的独占、不当な取引制限等の違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた法人の代表者に對しても、罰金刑を科する。

(3) その他罰則について所要の整備を行う。

12 その他

事件の処理手續その他について所要の整備を図る。

13 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進を図るため、おむね有効適切な措置と認めるが、公正取引委員会が、事業者に対し、違反行為によって生じた影響を排除するためとなる具体的な措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることができる。

公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になくなつてゐる場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつてゐる旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

第八条の二第二項中「前項」を「第一項又は前項において準用する第七条第二項若しくは第三項」に改め、「認めるときは」の下に「、第八章第二節に規定する手続に従い」と、「含む。」の下に「第十八条第一項及び第二項において同じ。」を加え、「同項」を「第一項又は前項において準用する第七条第二項若しくは第三項」と改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七条第二項の規定は前条第一項第一号の規定に準用する行為に、第七条第三項の規定は前

条第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に、それぞれ準用する。

第二十条中「差止」を「差止め、契約発効の削除

第七条に次の二項を加える。
公正取引委員会は、不当な取引制限につき前項に掲げる措置を命ずる場合において、必要が

あると認めるときは、事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的

措置の実施状況の報告を命ずることができる。公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になくなつてゐる場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつてゐる旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為が既になくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

第七条第三項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第五十条第一項を次のように改める。

審判手続は、第七条第一項、第二項（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項、二第一項若しくは第三項、第八条の四第一項、二第一項若しくは第三項、第八条の四第一項、二第一項若しくは第三項を次のように改める。

第七条第三項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第七条第三項の規定は、前条の規定に違反する行為に、第七条第三項の規定は前条第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に、それぞれ準用する。

第二十条中「差止」を「差止め、契約発効の削除」と改め、「第九条の二第一項」を加え、「又は第十九条」を「若しくは第十九条」に改め、「認める場合」の下に「又は独占的状態があると認める場合」を加え、「第七条、第八条の二」を「第七条第一項

若しくは第二項（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項に、「又は第二十条」を「若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合、」に、「且つ、既に当該行為がなくなつていて」と認める場合を「かつ、既に当該行為が為若しくは独占的状態に該当する事実がなくなつていて」と認める場合（前項の規定により審決をする場合を除く。）又は独占的状態に該当する事実があつて第八条の四第一項ただし書に該当すると認める場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第八条第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつていてと認める場合は、審決をもつて、被害人に対し、第七条第三項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する措置を命じなければならない。

附 則

第三条 新法第七条第三項（新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新法第七条の二第一項（新法第八条の二において準用する場合を含む。）の規定は、

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前

若しくは第二項（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項に、「又は第二十条」を「若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する行為」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合、」に、「且つ、既に当該行為がなくなつていて」と認める場合を「かつ、既に当該行為が為若しくは独占的状態に該当する事実がなくなつていて」と認める場合（前項の規定により審決をする場合を除く。）又は独占的状態に該当する事実があつて第八条の四第一項ただし書に該当すると認める場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

に既になくなつていてる行為には、適用しない。
2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七条の二第一項（新法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を実行期間とみなす。
〔別紙〕
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する附帯議論
政府は、本法施行に当たり、一般消費者の利益を確保するとともに、企業の活力を高め、国民経済の民主的で健全な発達を図るため、公正かつ自由な競争を促進することが重要であることにかんがみ、独占禁止法の積極的運用を図り、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 経済政策の中における独禁政策と産業政策の位置づけを明確にし、これらの関連に十分配慮があると認めるときは、審決をもつて、被審人

六 公正取引委員会は、独占的状態の排除に際しては、関連する労働組合の意見を十分尊重すること。
七 第八条の四の規定の運用に当たり、特に經濟部の調査権の行使については、自由経済体制の下での正当な企業活動を萎縮させることにならないよう十分慎重を期すること。
八 価格の同調的引上げに関する報告の徴収に当たつては、正当な企業活動を阻害することがないよう十分配慮するとともに、年次報告においては引上げ理由を明示し、必要に応じて一般的な調査及び公表の制度を活用すること。
九 寡占産業の実態を明確につかみ、その国民経済的位置づけを明らかにすること。
十 審判及び訴訟手続に関する新たな規定の運用に当たつては、審判手続等の進行に支障を來すことがないよう配慮すること。
十一 企業の集團化等によつて生ずる株式の相互持合い、系列融資、人的結合等についてその実態を把握し、必要な措置を検討すること。
十二 公正取引委員会の機構の拡充及び定員の増加について速やかに必要な措置を講ずること。

ては関係者の意見を十分聴取し、早急にガイドラインを作成し公表すること。
四 中小企業協同組合のカルテルについてでは、実情に応じて取り扱うよう十分に配慮すること。
五 独占的状態の定義における事業分野等につい

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港區赤坂見附二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八一四四二一(大代)

八七一